

令和3年12月9日

厚木市長 小林 常 良 様

厚木市個人情報保護審査会
会 長 玉 卷 弘 光

個人情報の一部開示決定処分に対する審査請求について（答申）

令和3年10月5日付けで諮問された「個人情報の一部開示決定」に対する審査請求について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

厚木市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年6月3日付けの郵送による住民票の写し等の交付請求書（個人請求用）のうち、請求理由欄に記載されている文章を不開示としたことは、妥当である。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年8月18日付けで、厚木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、実施機関に対して、「自身の住民票の請求を受けたもの（自身請求分を除く）保存分全て」について自己を本人とする保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、令和3年9月1日付けで、平成30年4月1日から令和3年8月18日までの間の開示請求者に関わる「住民票の写し等交付請求書」（本人請求を除く）を請求対象保有個人情報と特定した上で、このうち、令和3年6月3日付けの郵送による住民票の写し等の交付請求書（個人請求用）（以下「本件保有個人情報」という。）には条例第18条第1号に規定する不開示情報が含まれるため、一部開示とする処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和3年9月9日付けで、本件処分に不服があるとして、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関に対し、審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件保有個人情報のうち、請求理由欄の開示を求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人提出の審査請求書、反論書及び意見書での主張を総合すると、審査請求理由はおおむね次のとおりである。

ア 請求理由欄については、厚木市個人情報保護条例第18条により不開示とされているが、通常、個人を特定できるか否かということであれば、当該理由欄のうち、1～2程度の単語又は文節を黒塗りにするだけで、その目的は達

せられるというものであり、その文章全体を黒塗り処理とし、不開示とすることは、個人情報の保護の目的を逸脱するものである。

イ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律によれば、個人情報に関わる場合については、同法第6条第2項において、「開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」と規定している。

請求理由欄では、当該理由部分の文章全体が黒塗りとされているが、これについて、個人識別情報は、個人識別性に係る部分とそれ以外の部分との総体が一つの不開示情報として扱い、公にすることによる権利利益侵害のおそれを具体的に考慮せずに、その全体を一律に不開示にすると、個人の権利利益保護の必要性を越えて不開示範囲が広くなりすぎる。そこで、個人識別情報のうち個人識別性のある部分以外の部分については、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないときは、これを開示すべきこととしたものである。

よって、当該理由欄についても、一律に全体を不開示とするのではなく、その中で、個人識別性のある部分については、黒塗りとしつつも、それ以外の、個人識別性のない部分については、開示とすべきである。

ウ また、本件の当該理由欄の文章は、重要な情報と、印影などが重なってしまい、技術的に分離が非常に困難であるなどの、技術的な問題があるようなものでもなく、特定の文字部分のみを黒塗りとすることで、容易にその目的は達せられるものである。

よって、当該理由欄の文章全てを一律に黒塗りとする必要はないものである。

エ 昨今の情報公開制度においては、国民、市民の知る権利に応えるために、その制度の趣旨を十分に尊重する必要があるとされ、制度自身の拡充が図られてきた。その結果、黒塗りが大幅に減少した状態での開示がなされている。

不開示の黒塗りについては、必要な部分についてのみ、最低限、最小限の

マスキングをするべきものであり、国、地方ともに、多くの行政機関において、やみくもに全てを黒塗りとするのではなく、最小限の部分のマスキングがなされた開示が行われている。

よって、本件においても、同様に必要最低限の部分のマスキングとするべきである。

4 実施機関の説明要旨

弁明書及び実施機関担当職員の口頭での説明を総合すると、本件処分の経緯及び理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、平成30年4月1日から令和3年8月18日までの間の審査請求人本人に関わる「住民票の写し等交付請求書」（本人請求を除く）の文書のうち、令和3年6月3日付けの郵送による住民票の写し等の交付請求書（個人請求用）である。

本件保有個人情報は、審査請求人本人の住民票の写し等の交付を受けるため、審査請求人以外の第三者が郵送により住民票の写し等の交付を請求したものであるが、本件保有個人情報に記載されている審査請求人以外の第三者の住所、氏名、生年月日、電話番号等については、開示請求者以外の個人に関する情報である。このため、本件処分においては、開示請求者以外の個人に関する情報である住所、郵便番号、氏名、氏名のフリガナ、印影、生年月日、電話番号、請求理由及び記載が必要な理由を不開示とし、その余の部分は開示した。

(2) 条例第18条第1号該当性について

条例第18条第1号には、「開示請求者（第16条第2項又は第3項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人をいう。以下この号及び次号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により若しくは他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるもの（開示することにより、開示請求者以外の特定の個人の正当な権利利益を害するおそれがあるものに限る。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することに

より、なお開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれのあるもの」を不開示とする旨が規定されているが、同号ただし書アからエまでに、例外的に開示できるものを規定している。

ただし書アにおいては「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、ただし書イにおいては「法令等の規定に基づく許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」、ただし書ウにおいては「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、ただし書エにおいては「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」とそれぞれ規定している。

本件保有個人情報のうち、不開示とした情報については、ただし書アからエまでに該当しないことは明らかである。したがって、令和3年9月1日付けで、本件保有個人情報には条例第18条第1号に規定する不開示情報が含まれているため、本件処分を行ったものである。

(3) 請求理由欄の文章全体を不開示とすることについて

審査請求人は、審査請求書において審査請求の理由として、「当該部分については、厚木市個人情報保護条例の第18条により不開示とされているが、通常、個人を特定出来るか否かということであれば、当該理由欄のうち、1～2程度の単語、ないしは、文節を黒塗りにするだけで、その目的は達せられるというものであり、その文章全体を、黒塗り処理とし、不開示とすることは、個人情報の保護の目的を逸脱するものであり、上記、請求の趣旨記載の決定を求め」と主張しているが、条例第19条第1項に、「開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」と規定しており、不開示情報に該当する部分を容易に区分することができない場合、区分せず不開示にすることはやむを得ない。本件開示請求についてみると、請求理由欄の文章中、仮に1～2程度の単語、ないしは文節を黒塗りとした上で、その余の部分を開示したとしても、開示される部分は有意の情報とは認められず、情報としての価値を失

ったものであり、誤解を招く情報ともなり得る。したがって、請求理由欄の文章全体を不開示としたものである。

5 審査会の判断理由

(1) 自己情報開示請求の趣旨について

自己情報の開示請求制度は、実施機関が保有する自己情報の正確性、取扱いの適正性を本人が確認するための制度であり、具体的には、保有個人情報の正確性を確保しているか、あるいは利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有していないかなどについて確認することができるよう、個人が実施機関に対して自己を本人とする個人情報の開示を請求することを権利として保障している。

(2) 審査請求の対象について

当審査会は、本件処分のうち、審査請求人が不開示処分の違法性を主張している、請求理由欄に記載されている文章全体を不開示としたことについて、以下、検討する。

(3) 条例第18条第1号該当性について

ア 条例第18条第1号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により若しくは他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるもの（開示することにより、開示請求者以外の特定の個人の正当な権利利益を害するおそれがあるものに限る。）」については、当該保有個人情報を不開示とすることが規定されている。

イ 請求理由欄に記載された文章について

当審査会において、本件保有個人情報を検分したところ、請求理由欄の文章は、審査請求人以外の第三者が審査請求人本人の住民票の写し等の交付を請求するための理由が具体的に記載されていることが認められた。

この文章については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであると判断されることから、本号本文に該当し、また、本号ただし書のいずれにも該当しないものと判断される。

(4) 条例第19条第1項該当性について

条例第19条第1項では、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」と規定している。

ここで、本項でいう「容易に」とは、部分開示のために、当該保有個人情報が記録された文書、図画、電磁的記録を汚損し、又は破損することなく、過大な労力、費用、物質的な困難さを伴わずに分離できる場合をいう。

そこで、請求理由欄の文章から不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるか否かについて、以下検討する。

本件請求理由欄の文章についてみると、複数の単語及び文節から構成された30文字足らずの読点の一つもない文である。

本件不開示情報について過大な労力、費用、物理的な困難さを伴わずに個人を識別することができる部分を除くことは不可能ではないが、仮に個人識別性があると判断される単語又は文節を黒塗りとした上で、個人識別性がないと判断される部分を開示した場合、開示されることとなる部分の記載内容は、審査請求人が条例の趣旨に沿って自己情報開示請求権を行使することにより開示されるべき有意な自己情報と評価できるものでないことは明らかであるから、請求理由欄の記載について、実施機関が部分的な開示を行うことなく、全てを不開示としたことが条例の規定に反するとはいえない。

以上の理由により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(5) その他

なお、第三者による本件住民票の写しの交付請求は取り下げられており、当該第三者に対し住民票の写しの交付は行われていないことから、本件交付申請行為により審査請求人に何らかの権利侵害や不利益が生ずることは無いものと考えられる。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年10月5日	○ 実施機関から諮問を受けた。
10月19日	○ 実施機関から個人情報一部開示決定について、理由を聴取し、事案について審議した。
11月15日	○ 審査請求人から意見書を受理
12月9日	○ 審議

厚木市個人情報保護審査会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	玉巻 弘光	学識経験者
会長職務代理者	佐藤 光輝	学識経験者
	太田 奈緒	学識経験者
	森 俊行	学識経験者
	小島 利忠	学識経験者